

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 29 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 21 年 1 月 30 日（金） 15:00～17:41

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

- (1) 「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）のフォローアップについて
- (2) 平成 21 年度食品安全委員会運営計画について
- (3) その他

4. 出席者

(専門委員)

早川座長、伊藤専門委員、生出専門委員、河合専門委員、佐々木専門委員、谷口専門委員、西脇専門委員、橋本専門委員、福代専門委員、宗像専門委員、山根専門委員

(参考人)

服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、齊藤リスクコミュニケーション専門官

(説明者)

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 國枝基準審査課長

農林水産省 消費・安全局 嘉多山消費・安全政策課長

環境省 水・大気環境局 土壌環境課 大友農薬環境管理室長

5. 配布資料

- 資料 1 「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」
(平成 16 年 1 月 16 日閣議決定) のフォローアップについて (案)
(平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで)
- 資料 2 平成 21 年度食品安全委員会運営計画 (素案)
- 参考資料 1 「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」 (平成 16 年 1 月 16 日閣議決定) のフォローアップについて (設立から平成 19 年 12 月 31 日まで)
- 参考資料 2 食品安全委員会運営計画 新旧対照表

6. 議事内容

◆早川座長 それでは定刻の 3 時になりましたので、ただ今から企画専門調査会 第 29 回会合を開催いたします。

本日は、11 名の専門委員とともに、服部専門参考人が御出席で、清水座長代理、内田専門委員、近藤専門委員、武見専門委員、渡邊専門委員が御欠席でございます。

また、食品安全委員会から、担当委員であります長尾委員、野村委員、畑江委員とともに、見上委員長、小泉委員、廣瀬委員に御出席をいただいております。本間委員におかれましたが、少し遅れて御出席の予定と伺っております。

さらに、本日は、「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」のフォローアップについて御審議をいただきますので、関係各省の関係者の方々にも御出席いただいております。私から、御紹介いたします。

厚生労働省から、医薬食品局食品安全部 國枝基準審査課長。

農林水産省から、消費・安全局 嘉多山消費・安全政策課長。

環境省から、水・大気環境局土壌環境課 大友農薬環境管理室長。

文部科学省から、スポーツ・青少年局学校健康教育課 梶山健康教育企画室長。

以上 4 名でございます。皆様、よろしくお願いたします。

続きまして、議事に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

◆大久保総務課長 お手元の資料でございますけれども、4点ございます。

資料1が「『食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項』のフォローアップについて(案)」として、これは平成20年1月1日から12月31日までの分でございます。

資料2が「平成21年度食品安全委員会運営計画(素案)」。

参考資料1としまして「『食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項』のフォローアップについて(設立から平成19年12月31日まで)」のものでございます。

参考資料2といたしまして「食品安全委員会運営計画 新旧対照表」の4点でございますので、もし不足のものがございましたらお願いいたします。

◆早川座長 ありがとうございます。それでは議事に入ります。

本日はお手元の資料の「企画専門調査会第29回会合議事次第」に従いまして「基本的事項のフォローアップ」と「平成21年度食品安全委員会運営計画」の2つについて御審議いただくということにしておりますので、よろしくお願いいたします。

(1) 「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」(平成16年1月16日閣議決定)のフォローアップについて
--

◆早川座長 それでは、まず、「基本的事項のフォローアップについて」、事務局から御説明をお願いいたします。

◆大久保総務課長 まず資料1に基づきまして御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきますと、「目次」が出てまいります。

まず、この基本的事項でございますけれども、食品安全基本法が私どもの基本的な法律ですが、その第11条から第20条、ここで目次の第1から第10の標題の括弧にそれぞれの関係の法律の条項番号が書いてございますけれども、この11条から20条までに食品安全を確保するための、10項目にわたる重要事項、基本法でございますので、基本的施策の方向性が規定されています。これを行政で展開していくに当たりましては、やはりそれぞれの条項を実施していく上での施策の方法とか手順、留意事項を決めていく必要があるということで、この基本的事項が定まっております。

この基本的事項は、内閣総理大臣が作る、いわゆる政府として作っていくということでございますので、当然、内容は食品安全委員会のももでございますし、先ほど御紹介がありました厚生労働省、農林水産省、環境省、文部科学省の施策も入ってくるというもので

ございます。

今回、この資料1におきましては、もう1ページめくっていただきますと、具体的に書いてございますけれども、平成20年1月1日から12月31日までの期間に、この基本的事項に基づきまして実施した施策、要はこれに沿ってやられているかどうかという観点で、まとめてみたというものでございます。

「表」におきましては、「項目」は第1から第10までありまして、「記載事項」というところに基本的事項がそのまま書いてあります。また、それについて昨年1年間、どういうふうにやっていったかというのがまとめてあるという内容でございます。

それでは、時間の関係もございますので、20年の主なものについて御説明したいと思います。

1ページ目の第1、ここは「食品健康影響評価の実施」ということで、第11条関係でございます。「1 基本的考え方」にございますけれども、基本的考え方のところには条文の要旨が入っています。食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品健康影響評価が施策ごとに行われなければならないというのが基本的なものでございます。

具体的に20年はどうやってきたかということでございますが、右の欄にございますように、平成20年、厚生労働省、農林水産省から170件、これは評価要請でございますが、それを受けています。

それに対して、2つ目の○にございますけれども、平成20年には174件評価を終えたということでございます。したがって、20年に限りますと、受けたものより返したもののほうが多く在庫がはけたということでございます。

(2)のところ、この評価については食品の供給工程それぞれごとにやっていくというものでございますけれども、右の欄にそれぞれの特性に基づいたものが出ています。20年について見ますと、やはり農薬が84件で、一番多かった。そして動物用医薬品が44件という構成になっています。

この中で主なものですが、例えば中国製冷凍ギョウザで問題になりましたメタミドホスの評価を終えた。カドミウムについては、正に食品安全委員会ができた平成15年7月1日に評価依頼を受けたものでございますが、5年をかけて評価を終了したということが特徴として挙げられます。

2ページ、(4)に委員会は緊急を要する事項については「食品健康影響評価を優先的に行う」となっております。これにつきましては、20年の特徴といたしましては、先ほど言いました農薬のメタミドホスを優先して迅速に評価をしました。

メラミンも問題になりましたけれども、これにつきましては食品健康影響評価という形では行っておりませんが、毒性等に関する科学的知見あるいは他国の評価状況を迅速にまとめて、情報提供したという対応を行ったところでございます。

(5) でございますが、私ども食品健康影響評価を行いますけれども、法第24条第1項各号と書いてございますが、これは法律で、例えば厚労省なり農水省が、基準などを変える場合に必ず評価要請をしなければいけないということが法で決まっております。これは「必要的諮問事項」と言っております。そのほか、リスク管理機関が評価要請を行うことができる、「任意的諮問事項」があります。それに当たっては十分検討して要請することということが書いてございます。

その任意的諮問事項といたしまして、例えば平成20年の大きなものとしては、今、話題になっております体細胞クローン技術を用いたもの、あるいはビスフェノールAなどがあったところでございます。

(6) は自ら評価関係でございます。企画専門調査会でいろいろ御審議いただいたものなので、よく御承知のところと思っておりますけれども、右の欄の1に書いてございますけれども、過去のものとしたしましては、食中毒原因微生物の評価がございまして、それから、我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価。そして食品中の鉛について、それぞれ各専門調査会で審議を行っているところでございます。

3 ページ、2 としまして、自ら評価の定期的な点検ということで、これについては毎年、企画専門調査会で新規案件について御審議いただくということで、2 つ目の○にありますように、平成20年11月20日のこの調査会で正にここに書いてございます3 案件、かびでございまして、候補案件として決定しました。その他の案件についても情報収集なり情報提供ということを行うとのを決定したところでございます。

3 ページの一番下、「2 例外措置の具体的内容」というのがございます。これは先ほど食品健康影響評価を施策ごとに行うと言いましたが、例外措置というのがそれぞれ定められております。

4 ページ(1) でその内容から見て食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合、これは評価を行う必要がないということで、20 年について見ますと、右の欄に①から⑦がございまして、例えば①でございまして、飼料添加物について現時点で使用されていない。今後も使われないというものについては指定を取り消す。これはわざわざ評価する必要はありませんので、当然必要がないということになります。

あるいは試験方法を変えるというものもあります。ここに掲げたものについては委員会

で審議をして、そういう取り扱いをしたということでございます。

5 ページ、一番上で（3）がございます。その例外措置の1つでございますが、緊急を要するものについては、あらかじめ評価を行ういとまがない。緊急を要する場合でいとまがないとき、これは評価をやらないということですが、なお書きに書いてございますように、その旨を委員会に報告して事後的に評価を要請するという形になっております。

右の欄にいきますと、これは平成19年でございますけれども、11月15日、ここに書いてございますように、ガラス製と書いておりますが、器具・容器包装に係る鉛、カドミウム、それから、金属製原材料の鉛の含有量規格の改正、これはいとまがないということで、厚生労働省で暫定措置を講じたところでございます。

これにつきまして、平成20年9月11日に、正に事後的でございますが、評価依頼が来て、委員会で説明を受けているということでございます。

同じく5ページ、3の②を見ていただきますと、自ら評価案件につきましては、関係者相互間における情報・意見の交換を行うことが定められております。これにつきまして右の欄を見ていただきますと、20年には、食品中の鉛について、2つ目の○に書いてございますように、東京、大阪で意見交換会を行い、その上で最終的に自ら評価案件に決定したという形でございます。

5 ページの一番最後にガイドライン関係がございます。

ガイドラインについても作成していくということが基本的事項で定められております。

20年について見ますと、右の欄にございますように、遺伝子組換え食品、微生物関係でございますが、この安全性評価基準を6月に作成しております。そのほか、農薬、動物用医薬品、飼料添加物なり食品添加物については、現在作業を進めています。

（2）の食品健康影響評価の実施時ということで、①はその実施に当たっては海外のリスク評価機関と連携をしていくということで、右の欄に詳細が書いてございますが、平成20年の大きなところといたしましては、2つ目の○にEFSAとの連携強化ということで覚書を締結するというところでございます。

これにつきましては、20年、EFSAと協議をいたしまして、内容的には詰まっているところでございますけれども、欧州全体としての法律的な観点からのチェックということもありまして、今、調整中という段階でございます。

③はリスク評価の関係でございますけれども、専門調査会で審議して、その結論については、国民から意見・情報の募集を行うということが定められております。

これにつきましては、右の欄にございますように、原則として行っております。その結

果として平成 20 年、120 件について意見・情報の募集をやったというところがございます。

6 ページの一番最後、評価終了後についてはその結果を関係大臣に通知するとともに、ホームページ等、多様な手段で公表するというところで、これにつきましては右の欄にございますように、基本的にはホームページで公表する。またメールマガジンでも配信していくという対応を採っております。

7 ページ、上の②でございますが、評価結果を分かりやすく解説して公表していくというところでございます。

これについては右の欄にございますように、まず最初の○、先ほどカドミウムが大型案件として評価を終えたということでございますが、その評価結果について解説を作成してホームページで公表しております。

2 つ目の○の①にございますように、季刊誌「食品安全」がございますけれども、その 3 月号で動物用医薬品、肥料・飼料等に関しまして、その評価結果についてその内容分かりやすく解説するというのをやっております。

②にありますように、DVD ソフト、これも「気になる食品添加物」ということで作成して配布したということでございます。

7 ページ一番下のところで、「4 委員会の行う勧告等」というのがございます。

「(1) 勧告」になっておりますが、平成 20 年については勧告を行うものはございませんでした。

しかしながら、評価に当たって ADI を基本的に設定しておりますけれども、その通知する際に管理上留意すべき点ということを付記するという場合がございます。

8 ページ、例えば、平成 20 年の場合ですと、亜塩素酸水の例を記載しておりますが、こういう留意事項を厚生労働省に通知したところでございます。

②に、施策の実施状況の監視というのがございます。いわゆるモニタリングと言われているものでございます。

これについては右の欄にございますように、①と②がございまして、平成 20 年 2 月に第 8 回の調査、8 月に第 9 回の調査を行っております。その結果については冒頭に書いてございますが、特に問題が認められるというものはございませんでした。

そのほか、監視の一環といたしまして、「食の安全ダイヤル」ないし「食品安全モニター」の事業を行っておりますが、平成 20 年について見ますと、「参考」のところに書いてございますが「食の安全ダイヤル」で 1,165 件。「食品安全モニター」の報告、484 件を受けたところでございます。

9 ページ、「第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定」ということで、これは法第12条関係でございます。これは主にリスク管理機関側の措置という形になります。

(1) で基本的なところが書いてございますが、食品の安全性の確保に関する施策に当たっては、ここに書いてございます、いろいろなものを考慮するとともに、食品健康影響評価が行われたときには、その結果に基づいて行われなければならないというものでございます。

右側を見ていただきますと、まず、厚生労働省でございますが、食品あるいは添加物等の規格基準の設定などを行っていますが、これにつきましては、委員会の評価結果に基づいて、国民栄養調査等の結果に基づく暴露量等の推計を行う。また国際規格との整合性等も考慮して基準を作成しています。

農林水産省におきましても、私どもの評価結果に基づきまして、また関係審議会の意見を聴いた上で、基準等を作成していくという形で進めております。

(2) でございますが、食品衛生法等に基づく食品等について、必要な規格なり基準を整備するというところで、20年のものが右側に書いてございます。最初の○は、厚生労働省ですが、具体的には2行目、3行目に書いてありますが、食品添加物に関しては18件の指定又は規格基準の改正を行ったところでございます。

その3行くらい下ですが、農薬に関して延べ28件、動物用医薬品に関して1件の残留基準の設定を行った。

2つ目の○ですが、冷凍食品に関して1件の規格基準の改正、また、器具・容器包装に関して、2件の規格基準の改正を行ったところです。

また、農林水産省におきましては、薬事法に基づきます動物用医薬品の使用基準の改正を行ってきたところです。

9 ページの一番下、(3) ですが、食品衛生法等に基づく監視、指導及び調査の実施に関わるということです。

右側を見ますと、平成20年に、厚生労働省におきまして、都道府県等の食品衛生監視指導計画、輸入食品監視指導計画に基づいて監視指導を進めたということです。

10 ページ、「第3 情報及び意見の交換の促進」。これは、法第13条関係、いわゆるリスクコミュニケーションと言われているものです。

「1 基本的考え方」の(1)に基本的なものが書いていますが、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、関係者相互間の情報及び意見の交換を促進するという

ことです。

具体的内容についてはその下の（２）の右側の欄がよろしいと思います。

食品安全委員会及びリスク管理機関相互に連携いたしまして、平成 20 年に、ここに記載しているような意見交換会を 8 回開催しております。

次の○に書いてますが、委員会単独で意見交換会を 6 回、地方公共団体との共催で 5 回開催したというところです。

11 ページ目の（３）につきましては、いわゆる施策の策定過程で、リスクコミュニケーションなどを推進するということです。これについては先ほども若干触れましたけれども、右の欄ですが、平成 20 年の評価結果について 120 回意見・情報の募集を実施してきております。

2 つ目の○ですが、リスク管理機関においては、平成 20 年において、99 回意見・情報の募集を実施したという形です。

11 ページ、一番最後ですが、「3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント」というのがあります。

12 ページですが、右の欄を見ていただきますと、2 つ目の○です。平成 20 年の大きなところといたしましては、リスクコミュニケーション専門調査会で、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を取りまとめた。また、「『地方自治体との協力』における当面の取組方向」をまとめたというところが大きなところでは。

12 ページの中ほど、「第 4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」です。

「1 基本的考え方」のところですが、緊急の事態への対処については、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要ということで実施していくということで、委員会及びリスク管理機関が、連絡及び連携を図り、重大な被害の発生に関する情報の収集、状況の把握を行うとともに、緊急事態が発生した場合には、適切かつ迅速に情報提供することが基本となっています。

右の欄を見ていただきますと、大きなところとしては 2 つ目の○のところでは。

「なお書き」がありますが、昨年、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案が発生しました。これを受けまして、消費者行政推進担当大臣の下に「消費者安全情報総括官制度」の体制を整備いたしました。これに合わせて関係要綱も改正したところです。3 つ目の○ですけれども、その他いろいろ事件が起きました。事故米関係、メラミンの関係、中国産冷凍いんげんからの農薬検出事案等々ですが、これにつきましては、委員会として、ホームページを通じて迅速に情報提供を行いました。

13 ページの 2 つ目の○、目立ったところとして、農林水産省におきましても、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案の発生を受けまして、食品関係業界に対し、販売中止対象商品を取り扱わないように周知するとともに、「消費者の部屋」での相談も受け付ける。地方農政事務所等による販売中止対象品目の撤去状況の点検を実施しました。

14 ページの下の方ですが、「第 5 関係行政機関の相互の密接な連携（法第 15 条関係）です。

「1 基本的考え方」の（1）にありますように、基本的には委員会、リスク管理機関、又はリスク管理機関同士連携を図っていくこととなっています。

これにつきましては、基本的な連携としましては、15 ページの中ほどに（4）関係府省連絡会議、地方公共団体との連絡会議を定期的で開催するというのが中心です。

右の欄を見ていただきますと、中央レベルでは、食品安全行政に関する関係府省連絡会議、これは局長級のものですが、昨年 3 回行っております。

ここには書いてありませんが、課長級の幹事会は毎週行っております。

そのほか、リスクコミュニケーション関係の担当者会議、これは隔週で、情報関係の担当者の会議は、おおむね月 1 回やっているという状況です。

2 つ目の○、委員会と地方自治体担当者との連絡会議ということで、これは全国食品安全連絡会議と申しておりますけれども、これを昨年は 9 月 18 日、いわゆる 5 周年記念事業と合わせて実施したところでは。

15 ページの一番最後、「3 リスク管理機関相互の連携」ということで、右側を見ますと、厚生労働省においていろいろ連携している政策が書いてあります。

16 ページ、3 つ目の○には農林水産省関係ですけれども、都道府県との間で情報の共有化、交換を図るということで、「農林水産部局におけるリスク管理等に関する意見交換会」を、19 年 12 月から 20 年 2 月にかけて実施しました。

16 ページ中ほど「第 6 試験研究の体制の整備等」ということで、これは法第 16 条関係でございます。

「1 基本的考え方」に書いてありますが、試験研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成というのが大きな項目です。

右の欄を見ていただきますと、食品安全委員会といたしましては、食品健康影響評価技術研究事業を行っているということで、これはリスク評価に関するガイドラインなり、評価基準の策定等に関する研究をやっているところです。

具体的には 2 つ目の○にありますように、20 年度新規食品健康影響評価技術研究につき

ましては、20年4月に委員会でここに掲げてあります4つの研究領域、8つの課題を決定しました。

17ページ、上の方ですが、厚生労働省におきましては、厚生労働科学研究事業、これを通じまして、国立の試験研究機関なり大学の研究者に補助金を交付する。また、シンポジウム等の開催を行っています。

また、農林水産省におきましては、「農林水産研究基本計画」に基づいて、ここに書いてありますような、技術研究開発を行っています。

18ページの上の方に「4 研究開発の成果の普及」というのがあります。

平成20年の目立ったところといたしましては、右の欄の最初の○にありますように、食品健康影響評価技術研究、これは食品安全委員会で17年度から始めまして、3か年研究ですので、最初の研究成果が19年度末に出てきたというものです。

その成果を、9月17日に、「食品安全に関する研究成果合同発表会」、これは厚生労働省、農林水産省とともにやったものです。5周年記念事業の一環としてそういう成果の普及活動を行ったところでした。

その下に研究者の養成及び確保ということで、海外の研究者、あるいは専門家を招いたり、研究者の海外への派遣等を行っています。

右の欄を見ていただきますと、食品安全委員会ということですが、平成20年、ここに記載のような海外の研究者、専門家を招いた意見交換会を開催しています。

2つ目の○にありますように、国際会議に委員、専門委員、職員を含めて、派遣を行ってきたところでした。

19ページ、「第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等」ということで、これは法17条関係ですが、「1 基本的考え方」の(1)にありますように、基本的には国の内外におきます食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用をしていくというものです。

右の欄を見ていただきますと、これは各機関、基本的に同じだと思いますが、試験研究機関なり国際機関、諸外国の関係行政機関、新聞、インターネット等から幅広く情報を収集して整理及び分析するというものです。

(3)にありますけれども、危害要因については、国民への適切な情報提供に努めるということで、右の欄を見ていただきますと、食品安全委員会は20年においてということ、いろいろ事件等が起きました。ここに書いてあるような情報につきましてホームページを通じて提供するとともに、臨時のメールマガジンを発行しまして、こういう情報を掲載

したということをきめ細かく情報発信したところです。

21 ページ、「第 8 表示制度の適切な運用の確保等」ということで、これは法第 18 条関係です。

「1 基本的考え方」ですけれども、ここにはいろいろ書いてありますが、要旨は後から 5 行目くらいからだと思います。消費者に対し食品の安全性の確保に必要な情報が適切に提供され、かつ、食品の表示が分かりやすいものになるようにということです。

右の欄ですけれども、厚生労働省、農林水産省で、「食品の表示に関する共同会議」というものを設けております。この検討結果を踏まえまして、中ほどに書いてありますが、平成 20 年 6 月に、アレルギー表示義務対象品目に、「えび」と「かに」を追加してございます。

「また」と書いてありますが、平成 20 年 1 月には、JAS 法の品質表示基準の適用範囲を、業者間取引にも拡大した。また、平成 20 年 11 月には、消費期限及び賞味期限につきまして、加工食品表示に関する Q & A、これはホームページで公開しているようですが、そういうものの改正も実施したところです。

「2 普及及び啓発」で、食品の表示に関する一元的な相談窓口を設置するというところで、これについては、平成 20 年、右の欄にあります。全国 6 か所で設置したところです。

(2) パンフレット等、知識の普及啓発に努めるということです。

右の欄を見ていただきますと、公正取引委員会、厚生労働省、農林水産省共同で、パンフレットを作成する。「また」以下ですけれども、平成 20 年 1 月、厚生労働省と農林水産省が共同で食品の期限表示に関するパンフレットを作成した。また、農林水産省におきましては、先ほども言いましたけれども、加工食品の表示に関する Q & A の改訂等をしたところです。

最後のところでは、厚生労働省におきましては、保健機能食品制度のパンフレットを作成しています。

22 ページ上の方で、「3 違反に対する監視、指導及び取締り」です。右の欄の 2 つ目の○がよろしいと思いますけれども、農林水産省におきましては、平成 20 年度、食品表示特別 G メンを東京、大阪、福岡の地方農政事務所に 20 名配置するというところで、監視体制を強化しています。

3 つ目の○の「また」以下ですが、故意に原産地を偽装するなど悪質な事案に対しては、平成 19 年 11 月に、食品に係る偽装表示事案対策に関する警察庁と農林水産省の申し合わせを行っています。以後、これに沿って連携を強化しているということです。

次の○ですが、不適正な食品表示に関する監視を強化するという事で、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会」を設置したということで、5月までに47都道府県すべてに設置しています。

最後の3行くらいにありますけれども、関係省庁、内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省の間で「食品表示連絡会議」を設置して、関連情報の共有化を図っているところです。

22ページ「第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等」ということで、内容ですけれども、右の欄を見ていただきまして、まず、食品安全委員会は、地域におけるリスクコミュニケーションを担う人材を育成するという事で、23ページの上でございましてけれども、20年におきましては、地域の指導者育成講座を11回実施しております。

また、ファシリテーター型の育成講座を8回。インタープリター型の育成講座を2回実施しています。

2つ目の○ですが、これらの講座を受講した方の実践的なリスクコミュニケーションを行う場を作っていくということで、初めての試みですが、栃木県及び宇都宮市と共催で、この講座の受講者がそういう意見交換会の実践をするというモデル事業を実施したところ です。

次の○で、農林水産省においては、消費者向けのホームページで、「安全で健やかな食生活を送るために～家庭でできること～」、「農薬について知りたい方へ」を掲載しています。

2以下は食育関係になります。これにつきましては23ページの一番下のところの右の○にありますけれども、食品安全委員会では、夏休みに「ジュニア食品安全委員会」を設けているということで、20年においては、3回実施しています。

24ページ、農林水産省におきましては、「子ども霞が関見学デー」の期間中に、「食品安全子供会議」を開催したところです。

また、厚生労働省におきましては、8月の1ヶ月を「食品衛生月間」として、食品衛生に関する知識の普及・啓発を行っています。

文部科学省におきましては、3つ目の欄ですけれども、栄養教諭を中核といたしまして、学校給食の時間や、関連教科等における食育の推進をしている。

次の○におきまして、全国の小学校1年生、3年生、5年生及び中学校1年生につきまして、食生活学習教材の作成・配付を行っている。

最後の○ですけれども、学校給食における衛生管理の在り方等について調査研究を行っ

ています。

最後、「第10 環境に及ぼす影響の配慮」のところですか。これは法第20条関係です。

「1 基本的考え方」ですが、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、環境に及ぼす影響について十分配慮していくということで、2としては、食品の供給工程の各段階における環境に及ぼす影響に配慮していくこととしています。

これは右の欄を見ていただきますと、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律が、19年12月に施行されています。この法律に基づきまして基本方針が作成されているということで、食品循環資源の再生利用等の実施率目標の達成に向けた取組を推進しているところですか。

また、2つ目の○ですが、環境省におきまして、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を改正したということで、これにつきまして、個別農薬ごとの水産動植物に対する毒性を評価して基準値を作成するということを進めているということで、平成20年には24農薬につきまして基準値を設定しています。

また、水質汚濁に係る農薬登録保留基準を平成20年10月に改正したというところが主なところかと思えます。

ちょっと早口でございましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

◆早川座長 ありがとうございます。

本日、関係各省から担当の方がいらっしゃっておりますが、何か補足等ございましたら、よろしく願いいたします。

まず、厚生労働省の方から何かございますでしょうか。

◆國枝基準審査課長 特にございません。

◆早川座長 農林水産省はいかがですか。

◆嘉多山消費・安全政策課長 特にございません。

◆早川座長 環境省はいかがですか。

◆大友農薬環境管理室長 特にございません。

◆早川座長 文部科学省はいかがですか。

◆梶山健康教育企画課長 特にございません。

◆早川座長 それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見等がございましたら、委員の皆様方からよろしくお願いたします。

◆生出専門委員 用語の意味を知りたいんですが、23 ページの一番上の食品の安全性に関するリスクコミュニケーターで、ファシリテーター型とインタープリター型とあるんですが、前に聴いたことがあるような気がするんですが、どういう違いがあるんですか。

◆齋藤リスクコミュニケーション専門官 ファシリテーター型というのは、簡単に言いますと、意見交換会などの会議をスムーズに運べるように、参加者の意見を引き出す役割、いわゆるファシリテーターの役割をする、そういった方を育成するというのがファシリテーター型です。

インタープリター型は、意見交換会等で科学的知見を分かりやすく説明していただける能力を持った方を育成する、こういうのをインタープリター型と呼んでおります。

◆早川座長 よろしゅうございますか。

◆生出専門委員 はい。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。非常に広範に及んでおりますので、食品行政すべてのフォローアップということですので、どうぞお願いたします。

◆服部専門参考人 関係ないのかもしれませんが、去年は食品安全委員会が5周年ということで大々的に5周年の事業をやったわけです。今回の説明を聴いてところどころに5周年のときの事業の一環としてのことが取り込まれているんですが、あの5周年の取組み全体をここで取り上げることはしないと理解してよろしいのでしょうか。

◆大久保総務課長 5周年記念事業自体は運営計画に基づいて実施したということで、食品安全委員会の事業報告、いつも5月ごろまとめておりますが、そこでは大々的に御報告していくということになろうかと思えます。これは、基本的事項が決められて、それに基づいて個々の施策が実施されているかということなので、5周年事業の内容を分解するとそれぞれの項目に分かれますので、それぞれの項目が、基本的な留意事項に沿ってやられているかという形で部分的に出てくるかという整理としています。まとめてどこかに入れようと思えばできるのかもしれませんが、あえてやっていないということです。

◆服部専門参考人 分かりました。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。

◆橋本専門委員 22ページ。「違反に対する監視、指導及び取締り」というところですが、国民感情として、非常に20年度は食品の偽装などが多く感じましたので、「こういったところをしっかりと強化をしていただくように監視や取締りを実施しているのだ」ということを国民にアピールしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◆早川座長 ここに食品表示特別Gメンとか、そういうところは強化したということが書いてございますが、何か事務局の方で特にその点についてございますでしょうか。よろしいですか。これは今、御発言がございましたのは、もちろん、これは具体的にやったことを書くので、もう少し頑張ってやったことがあれば書いてくださいという意味と、今後に向けて。これはフォローアップですので、平成20年度の話ということで、将来に向けて更に頑張ってくださいという趣旨でよろしいですか。

◆橋本専門委員 はい。

◆早川座長 特に追加的にアピールするところは、これ以上はないということですか。外にいかがですか。

◆生出専門委員 多少そこに関係するのかもしれませんが、4ページの一番下の○で「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである場合には」云々で、食品衛生法第6

条違反として取り扱ったとあるんですが、具体的に例えば何件くらいとか、この内容がどの程度のことなのかよく分からないんですが、もし分かれば教えていただければと思います。

◆**國枝基準審査課長** 食品衛生法については、例えばここに書いてある6条では、食品として有害、不衛生なものということで、具体的な規格基準ができていなくても健康に影響があるものについては取り締まることができます。今、手元に17年から19年の各条文ごとの違反辞令のリストを持っておりますけれども、食品衛生法の第6条違反というのは、例えば17年であれば146件。18年ですと337件。19年は225件になっております。違反の具体的な内容としては、例えば19年で言いますと、落花生、ハトムギ、トウモロコシ、トウガラシ、アーモンドなどのアフラトキシンの付着、有毒な魚類の混入、それから、下痢性の麻痺性の貝毒の検出、シアン化合物の検出、チーズ、非加熱食肉製品からのリステリア、お米とか小麦などの輸送時における事故による腐敗・変質、かびの発生などというのが、主なものということになっております。

◆**早川座長** 外に何かございますでしょうか。

◆**山根専門参考人** 2つお伺いしたいんですけれども、1つは食品安全委員会の大きな役目として情報提供というのはすごく大事だと思うんですけれども、いろいろな場面で、記者発表であったり、ホームページで情報が発表されるわけなんですけれども、特に緊急を要する場合ですね。なされた情報提供が内容とか時期とか分かりやすさなどどうだったかという検証のようなことはされているんでしょうか。もしされるなら、もしかしたらこの委員会の役目なのかと思ったり、リスクコミュニケーションのところだったりするのか。ちょっと分からないんですけれども、適切な提供だったかという議論があるのかなということをお教えいただきたい。

せっかくなのでついでにお伺いしたいんですけれども、今話題になっている体細胞クローンのことなんですけれども、早川先生が熱心に取りまとめていただいたと思いますけれども、諮問ということで、生まれた健康な牛のクローン牛の健康評価というか、それを研究調査をして結果が出て、やりとりというところだと思うんですけれども、大分以前から、消費者が心配する理由として死亡牛が多くて、そこが問題ではないか気になるということは相当前から意見としてあったと思いますので、そこまで踏み込んでというか、その理由

も含めて安全性というか、研究を進めて、そういう諮問があって、それに対する結果発表というやりとりにはなぜならなかったのかなと思っているんですが、その辺もついでにお答えいただければと思います。

◆早川座長 2点ございましたが、事務局の方からよろしいですか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 まず緊急時の情報提供についてのお尋ねでございました。私ども御承知のとおり、緊急時対応専門調査会というものがございまして、そちらの方には対応した状況について報告申し上げて、ホームページの内容についても提示をしながら、その都度御指導をいただくという形で進めてきております。調査会から御提言があった例としては、いろいろな情報提供をやっているけれども、もう少しルール化を細かくした方が対応しやすい。こういったときには、いつまでにこういった情報提供をするという内容を決めておいた方が良いというサゼスションがございましたので、今ルールの整備をしているところでございます。間もなく出来上がるかと思えます。

◆早川座長 情報提供した結果の検証というか、評価というか、その辺はどうですか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 先ほど申しましたように、事前には訓練という形で用意はしているわけですが、訓練した結果がいざというときにどうだったかというチェックは、事後にもお願いをしております。内容について詳細に見ていただいて、いろいろ御指導があった結果、対応について改善をしたり、あるいは先ほど言いましたようにマニュアルを整備したりということにつながっているということでございます。

◆早川座長 その結果の発信は、食品安全委員会からのメディアを通じてというか、そういうことですか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 そうです。基本的にはホームページを通じて出すものが多いんですが、その外、委員長の見解ということでお示しをしたりという形での情報提供につながっていると思います。

◆早川座長 第1点目のことについて、今のようなお答えでいかがですか。

◆**山根専門委員** こういった委員会の中で、消費者も含めて、今後の情報提供の在り方を議論するとか、そういう場は特にはないんですか。

◆**早川座長** 個別の具体的なことについては、必要があれば専門調査会で議論することもあり得べしかなという気がいたします。

◆**酒井情報・緊急時対応課長** すべてかと言われると、必ずしもそうでないかもしれません。例えばホームページに出したものの事例をお示ししてチェックはいただいているということで、全部を示していないことが問題だと言われれば、確かにその点はあるかと思えますので、専門委員とも相談して対応していきたいと思えます。

◆**早川座長** 外にどうぞ。

◆**大久保総務課長** 今、情報提供の道がありましたし、広報もそうですが、事後評価なり検証というのが非常に大きなキーポイントなんだろうと思えます。そういう中で今言った観点も、では具体的にどういう形でやるかというのはいろいろ御議論いただいて、また研究しなければいけません、それぞれ緊急時関係の専門調査会もありますし、リスクコミュニケーションの専門調査会も絡んでくると思えます。またこの企画専門調査会でも運営計画等の策定をしていますので、広く施策についてどういう形で検証し、次に結び付けていくか。その辺もまたいろいろ御議論いただく必要があるのかなと思っています。今どうやっていくという考えはないんですけれども、その辺は皆さんの意見を聴きながら自己評価なり、検証なりの進め方について、考えていきたいと思っております。

◆**早川座長** 1つの持ち出し方としては、ここには非常に多彩なというか、いろいろな分野の関係者の方々がお集まりですので、そこからあの件についてはどうなったのかというふうな問い掛けとか、そういうものを出していただいて、それに対して専門調査会で必要があれば検証をする。それほどのことでもなければそれなりのそれぞれの答えを出すとか、答え方に関しては事例によってそれぞれ違って来るんだろうと思えますが、今まではそういう形の問い掛けを必ずしもここで発したわけではないので、必要があれば問い掛けていただく。最終的にはお鉢が回ってきて、実際にちゃんと対応したか。ここで評価し

なさいみたいな話になるのかもしれませんが、これからそこら辺は考えていくというように理解してよろしいでしょうか。

◆**酒井情報・緊急時対応課長** 結構だと思います。ホームページで緊急時の情報を出しておりますので、皆さん見ていただいて、今回は前に比べて早かったとか、そういうお声はいただいておりますので、いろいろな機会に教えていただければ改善すべき点は、直ちに改善していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◆**國枝基準審査課長** クローン牛の関係でございますけれども、厚生労働省、農林水産省、内閣府の方も情報収集を進めておりました。今、手元に資料はございませんけれども、東京大学の熊谷先生を中心とした形で、厚生労働省では研究を進めておりましたし、その後も農林水産省所管の独立行政法人の方でクローン牛、その後世代のものについてのどのような影響があるのかという研究を進めておりました。他方、御承知のように米国のFDA、あるいはヨーロッパのEFSAでの評価が進んでおるということで、私どもとしても情報収集をしており、また、食品安全委員会の事務局でも情報収集がなされていたところです。最終的には、米国FDAそれからEFSAの評価書に加え、我が国独自で行われた、世界に誇れるような研究データも付けた上で、食品安全委員会の方に食品健康影響評価を依頼したという経緯がございます。

◆**早川座長** 後は食品安全委員会が、これからどういうふうに対応していくかということだと思います。

◆**北條評価課長** 先ほど厚生労働省から御説明がありましたように、厚生労働省から昨年の4月でございますけれども、食品安全委員会へ評価の依頼があったというところでございます。

評価に当たっては、基本的には、先ほど厚生労働省の方から御説明があったような資料でございますけれども、いただきまして、基本的には文献評価ということになりましようけれども、文献評価を中心に評価を行ってきたということでございます。

評価の方はこれで終わったということではなくて、早川先生にワーキンググループの座長をお願いいたしまして、その下にこのクローン牛の評価に関連のある専門家の先生方にお集まりをいただきまして、収集された文献について評価を行ってきたというところでござ

ざいます。

評価の中身は追って早川先生に補足していただければと思いますが、基本的には従来の繁殖技術によって生産されたものと、安全性については同等という評価ということでございますけれども、ワーキンググループにおける評価の取りまとめが終わったということで、今後更に専門調査会それから食品安全委員会で御議論をいただきまして、いわゆるパブリックコメントを行うという予定でございます。

併せまして、意見交換会も実施をするという予定になっております。恐らくいろいろな御意見が出てくるであろうと思いますので、いろいろな意見が出ましたら、また、ワーキンググループあるいは専門調査会におきまして、それについての議論をして最終的にまとめていくということでございます。まだまだ中間というところでございます。

◆早川座長 中身について説明をし始めると大変長い話になってしまうので、それは置いておきまして、今御説明がございましたようにいただいた資料を基に、科学的な観点で考えることの1つの素案を出したというレベルでございます。

それについて私が伺っているところによると、いろいろな団体あるいは消費者団体、一般の国民の方々と、もちろん意見募集もいたしますし、説明会というか、対話集会をするということを重ねながら、食品安全委員会としての最終的な案が出て、それを厚生労働省に答申するということです。

今、御質問のことについても、そういうプロセスの中で、いろいろ明らかになっていくということだろうと思いますし、それからこの食品安全委員会自体は、すべての発言がというか、すべての議論が、公開をされておりますので、今までのクローン動物に関する委員会、ワーキンググループの議論のいろんなプロセスが、これは議事録として公開されているわけですね。

◆北條評価課長 今までの審議についてはすべて公開でございまして、議事録等についてもすべて公開されております。

◆早川座長 少なくともこれまでのことについても非常に詳しいことというか、議論のプロセスについては、場合によってはそれも御参照いただければというふうに思います。そういうことでよろしいですか。

外にいかがでございましょうか。

◆**生出専門委員** 24 ページの上から 2 段目の (3) ですが、「学校教育等の場において、栄養教諭制度の創設」とあって、右側に、文部科学省は、栄養教諭を中核として食育の推進を図っておりとなっておりますが、これは全国で栄養教諭制度というのはすべての学校に網羅されているのか。現段階でどれくらい設置されているのかという具体的なものはお分かりでしょうか。

◆**梶山健康教育企画室長** 文部科学省でございます。今の学校給食を実施している小中学校というのは大体 3 万校程度でございます。その中で、本務として栄養教諭を置いている学校というのが、約 2,000 校弱、2,000 名の方が栄養教諭として置かれております。ただ、その方が兼務して見られている場合もございます。栄養教諭というのは、学校給食の管理を行う方々が、栄養に関する教育も行えるような方として置かれる職でございます。学校栄養職員の方が約 1 万人いらっしゃいますので、その 1 万人の方をできるだけ早く栄養教諭として各都道府県において任用していただきたいということで、文部科学省は今努力しているところでございます。

◆**生出専門委員** これは資格が必要なんですか。

◆**梶山健康教育企画室長** 今まで学校栄養職員なった方に研修を受けていただきまして、教員免許と同様に、免許を受けていただくということになっております。

◆**生出専門委員** そうすると、ここのフォローアップのところには、2,000 名の栄養教諭が創設されたみたいな具体的な書き方をされた方がいいのかなと思いました。

◆**梶山健康教育企画室長** 修正を考えてみたいと思います。

◆**早川座長** 外にいかがでございますか。

◆**福代専門委員** クローン牛・豚のところ、先ほどの説明ではっきり分からなかったんですけども、一応、安全委員会のところでは、メカニズムは解明されていないところもあるけれども、最新の科学的知見による評価で、従来の食品と同等の安全性を有するとい

う評価は出されたわけですね。途中というそこら辺りの意味がよく分からなかったんですけども、評価はもう終わったということですか。

◆早川座長 正確に言えば、ワーキンググループとしても、順番があつて、厚生労働省から食品安全委員会に諮問があつた。その諮問を受けて食品安全委員会として新開発食品専門調査会というところに答えを求めた。その新開発食品専門調査会では更に専門家の意見が必要であろうということでワーキンググループが設置されて、私が座長に指名されてワーキンググループとしていただいた資料について検討を行つて、案を出したということです。これからのステップとしては、新開発食品専門調査会でこれをまた見てレビューして、食品安全委員会でもレビューして、食品安全委員会としての最終的な結論というか、ドラフトに関する結論が出れば、それを国民の皆様に見聞募集をするという段取りです。その見聞募集でいろいろな御意見があれば、それに対して、また新開発食品専門調査会あるいはワーキンググループでそれについて検討して、疑問に対して答えるということです。

それと並行して、必要な対応を一般国民の皆様にとすると、こういうふうに私は聴いております。

◆福代専門委員 分かりました。ありがとうございます。

◆北條評価課長 補足させていただきますと、一応、厚生労働省の方を通じまして提出されました資料に基づいて、ワーキンググループの先生方にまとめていただいたということでございます。その中には先ほど山根専門委員の方からも御指摘のございました生後直死、死産が多いといった理由につきましても、一定の考察がなされているというところでございます。

今後、パブリックコメントを取りまして、いろいろな御意見が寄せられる中では、これまで収集されていない別の知見も、もしかすると出るかもしれませんし、出た場合にはそういったものを含めて改めて御評価をいただくことにもなるのかもしれません。

そういう意味ではまだ評価というものが確定はしていないというところでございます。

◆福代専門委員 ありがとうございます。

◆早川座長 よろしいですか。

◆**福代専門委員** 済みませんでした。

◆**早川座長** 関心の高いところがございますので、さらに御質問があれば、答えられる範囲でお答えしたいと思います。詳しい説明はなかなか時間を要するのであれでございすが、この場で答えられることであればお答えしたいと思います。

その件に関しては、とりあえずはよろしいですか。

それでは、その他のことについて、このフォローアップの案の中で、更にコメント等はよろしいですか。

◆**西脇専門委員** 2ページから3ページにかけて記載されております「自ら評価の実施」の②「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について2点確認をさせていただきたいと思います。

14ヶ国に質問を行い9ヶ国から回答があり5ヶ国はまだ回答がない。最初に出してから1年半ほど経っておりますが、この間における回答のない国への対応は具体的にどうなっているのか。

2つ目は、2つ目の○のところの「評価手法について、おおむね合意し、各国に追加の情報提供を依頼している」の記載について、どこの場でどのようなことに関してどういう合意がされて、どのような目的で追加報を求めているのか。関わっている人以外読み切れない状況なので補足していただければと思います。

◆**酒井情報・緊急時対応課長** まず残り5か国についてどういう対応をしているかというお尋ねでございますが、この点につきましては、基本的にこの質問書というのは外交ルートを使って確認をしておりますので、外交ルートを使って催促をしております。

その結果、なかなか反応は良くないのですが、引き続きそのルートを使うのに加えて、更にどういう形でアプローチができるか。今模索をしているところでございまして、手法があれば取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

2つ目のところは評価課長の方からお願いします。

◆**北條評価課長** 2つ目のお尋ねの現在評価手法について、おおむね合意し云々以下のくだりのところでございますけれども、まず、この評価につきましては、プリオン専門調査

会の方で、鋭意御審議をいただいているところでございます。

この評価手法についておおむね合意しというところでございますけれども、基本的に生体牛のリスク評価、プラス食肉のリスク評価。これは食肉から例えば SRM を除去して加工するとか、いろいろプロセスがありますが、そういったもののリスク評価、これらを組み合わせる評価をするというのが基本的な考え方でございますけれども、具体的には生体牛のリスク評価はどういう項目に着目をし評価を行うのか。あるいは食肉の評価についてはどういった項目に着目し評価を行うのか。そういったところの議論をこれまで行ってきたところでございます。

その評価の基本的なプロセスというものが、おおむね今まとまったというのが現状でございます。

後段で各国に追加の情報提供をというところでございますが、評価手法は今、おおむね固まったわけでございますけれども、各項目の具体的なデータを基に評価をしなければならぬわけでございます。個々のデータについて足りないところ、あるいは評価を行っていく上で、必要と思われる情報、こういう追加情報が現在出ておまして、その辺の足りない情報あるいは追加的にほしい情報について、各国に情報提供のお願いをしているところ、こういう段階にあるということでございます。

◆西脇専門委員 ありがとうございます。前段のところは確かに食品安全委員会として直接お願いするという事は簡単ではないと十分に承知しておりますが、この自ら評価は、スーパーやお店などでの購入やレストランなどで食べる業務用・加工用の肉の課題として、輸入量は多くないけれども、実際に輸入実績のある牛肉を調査しようということだったと思うので、継続して調査をお願いしたい。

後者の部分に関しましては、もう少し書き足していただけたらと思います。生体牛においては、確かアメリカとのやりとりの中では、どれぐらいの年齢かという部分と、部位の問題として決まっていると思っていました。更に今回集まった回答から特別に追加なものが出てきたのかなというイメージでとらえてしまったところがあります。

◆北條評価課長 書き足しをどの程度するかというところについては、総務課の方と御相談をさせていただきますけれども、この議論につきましては、全部公開で審議をしております。したがって、どういう議論がされてきたかというのは、資料も含めてすべて公開されているというところでございますので、そちらを御参照いただければと思います。

それから、米加産等の評価と若干違っておりました、米加産の場合は日本の牛肉と比較をしまして、その同等性を見るというのが基本的な評価でございましたが、今回は絶対評価という言葉が適切かどうか分かりませんが、若干これまでの評価と異なる手法をもって評価をする。大枠は同じなんですけれども、相対評価と絶対評価といったような違いが若干はあるというところでございます。

◆西脇専門委員 ありがとうございます。

◆早川座長 書き足す部分について、こういうふうを書けばという、簡単な言葉でそういうのがございますか。

◆西脇専門委員 そこまでのものはありません。文章の流れの中で見たときに、ちょっと足りないかなと感じたところです。

◆大久保総務課長 どの程度まで書き足すかというのはありますが、もう少し分かりやすいように肉付けを、少し考えてみたいと思います。

◆早川座長 そこはよろしく願いいたします。外にいかがでございましょうか。

◆宗像専門委員 16ページの「試験研究の体制の整備等」という、これは質問なんですけれども、分かれば教えていただきたいということなんです、いろいろな研究を委託、ガイドライン、それから評価基準の策定等に関する研究を委託し、食品の安全性確保に関する試験研究の体制整備、外にも体制整備という言葉が出てくるんですけど、これは具体的に、何がこう変わったというものは去年1年間であるんでしょうか。機関の数が多くなったとか研究者の数が増えたとか、目に見えるもので何かあれば教えていただきたいんです。なければそれで結構です。

◆大久保総務課長 個々を見ると多少あるのかもしれませんが、そこまでは把握し切れておりません。体制まではなかなかいかないのではないかと思います。

◆宗像専門委員 なかなか難しいとは思いますが、少しずつでも進歩したらいいな

と思ひまして、何かあればなと思つたんです。

◆早川座長 例へば研究者間の、今やつてゐるのは、多分必要なことについて、各大学あるいは関係の方から手を挙げていただいて、それで、研究課題を選んで実施していただくという方式です。そういう意味では課題は非常に重要なんですが、研究者間の体制までは必ずしも及んでいないといふか、つまり1対1といふか、研究課題があつて、手を挙げて中で非常に優れた研究をやつていただけそんな方に研究費をお渡ししてやつてゐる状況だと思ふんです。体制といふと、もうちょっと有機的にそういうものを結び付けてやるといふのが積極的、意図的に行われてゐるかといふニュアンスが言葉としてはあるので、確かにこのまま読むと具体的に何ですかといふと、なかなか答えられないのかもしれない。結局、研究者にしっかりとやつてくださいと。体制を整えてやつてくださいねといふふうに督励しますといふ感じですかね。

◆酒井情報・緊急時対応課長 体制整備といふのはちょっと言葉が違ふかもしれませんが、研究の中身によつては今の御指摘のような大きなテーマでしたらチームを組んでいただいて、代表の方に候補として挙げていただいて、それが採択されますとその傘下にチームを組んで研究を進めるといふふうなこともございます。また、この研究事業の目標の1つとして、人材の育成といふ視点もございまして、できるだけ幅広い機関から応募を得て、食品安全の評価に資するような研究を選んでいくといふ形で人材育成を図つていくということも大事なテーマにしております。そういった取組みで少しずつ前に進めるようにしていきたいと思ひます。

◆早川座長 よろしいですか。外にいかがでしょうか。言葉もこのままでよろしいですね。

◆宗像専門委員 結構です。

◆早川座長 研究班の中で充実してやつてくださいということも含めて、研究課題を採択してゐる。そういう趣旨としてとらえてよろしいですね。

◆本間委員 私、大学におりまして、今の議論に関しまして、逆にテーマの設定の仕方がすかね。これは、かなり積み重ねておるようには私は思ひました。なるべく多くの広い範囲

の方々が参画できるようなテーマ構成にしながら、しかもそれが食品安全委員会の科学的なベースになるという分野の設定が、年ごとに特徴を持ったものになりつつあるように、大学にいる者とすれば見えます。それも体制に私は思います。

◆早川座長 それでは、これはこのままということにさせていただきます、外にいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、このフォローアップについての案でございますが、先ほど評価手法ということに関して、簡単な修文をするということがございましたけれども、その他について、御質問等がございましたけれども、いかがですか。

◆大久保総務課長 栄養教諭関係の修文、人数 2,000 人、その辺の修正について検討したいと思います。

◆早川座長 その 2 点を修正ということで、これは座長と事務局に御一任いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 それでは、そういうことでこのフォローアップについては、了承いただいたということにさせていただきたいと思います。

このフォローアップに関する審議につきましては、これで終了ということでございますので、関係各省の関係者の方々におかれましては御退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

(厚生労働省・農林水産省・環境省・文部科学省関係者退室)

◆早川座長 それでは、今日は 3 時間とかなり多目に時間を取ってありますので、長時間に及ぶのであれば、少しブレイクということで、10 分くらいよろしいですか。

◆大久保総務課長 はい。結構です。

◆早川座長 では、今は 15 分でございますので、25 分辺りから再開するということによ

ろしくお願いいたします。

(休 憩)

(2) 平成 21 年度食品安全委員会運営計画について

◆早川座長 それでは時間がまいりましたので、会議を再開したいと思います。

続きまして、「平成 21 年度食品安全委員会運営計画について」、事務局から御説明をお願いいたします。

◆大久保総務課長 それではまず、資料 2 でございます。これが「平成 21 年度食品安全委員会運営計画（素案）」でございます。これですとポイントが分かりづらいので、申し訳ないんですが、参考資料の 2 「食品安全委員会運営計画 新旧対照表」を見ていただきまして、基本的には大きな流れは 20 年度と同じでございますけれども、21 年度の特徴としてどういう点に力を置くかというのが、こちらの方がよく分かりやすいので、これで御説明をさせていただきたいと思っております。

左に 21 年度、右が 20 年度となっております。

この運営計画は、従来から重点事項と個別事項という構成になっておりまして、第 1 が重点事項です。

重点事項につきましては大きく 3 つございます。

1 は例年変わっておりません。基本的なスタンスです。食品安全基本法それに基づく基本理念、それから施策に係る基本的な方針、それから先ほどの基本的事項、これに基づいて所管事務を円滑かつ着実に進めていくということです。これは変わっておりません。

大きく変わるのが 2 です。

昨年度は右を見ていただくと分かりますように、重点が、1 つは 5 周年を迎えたということで、活動全般を点検するという事。それから 9 月に 5 周年記念事業をやる、これが目玉でした。

この点検については、先般御議論いただいた改善に向けた検討でやってきたわけですが、21 年度、左側ですけれども、それを受けまして、「『食品安全委員会の改善に向けて』により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める」というのを、総括的にここで規定させていただいております。

3 以下が個別の重点という形になります。個別の重点につきましては、まず最初に評価関係となっております。これにつきましては、改善に向けた検討でも議論いただきましたけ

れども、迅速かつ円滑なリスク評価を実施するという事です。

このため従来からやられていることも踏まえて、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化する。そして調査審議の効率化を進める。また、リスク管理機関と更に連携を密にして、調査審議の進め方の改善を行うというようなことで、若干前年よりも強める形で記載しております。

詳細は、第2の方の個別事項のところで書かれております。

重点の2つ目は、先ほども御議論がありましたけれども、食品健康影響評価技術研究です。流れは変わりませんが、ここではいわゆる今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定していく。そして研究課題の公募を行う。中間評価、事後評価を適切に実施するというのがポイントです。

3つ目がリスクコミュニケーション関係です。これも大きな流れは変わっていませんが、引き続きいわゆる参加型の運営を目指しておりますので、こういう形にしております。

また、効果的・効率的な意見交換会の開催に努める。

21年度は、いわゆる高度な人材育成ということで、リスクコミュニケーターの育成を図るということ予算に合わせて書かせていただいております。

次のボツですけれども、広報関係です。これにつきましては、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するというのが基本ですが、「また」以下で、昨年、マスメディアとの関係を特に強調して書かせていただいておりますので、その流れをくみまして、引き続きということで、同じく記載しております。

それと「次期食品安全総合情報システム」を開発しますので、特にホームページ、なかなか分かりづらいとか検索がしにくいということがありますので、ホームページの改定も併せて進めていくという形にしております。

次のボツ、いわゆる情報関係でございますけれども、一元的に収集、整理、分析するというので、ここのポイントは、次期食品安全総合情報システムの開発を正にやらなければならないという非常に、大きな課題があります。

また、緊急時ということで、これも改善に向けた検討で御議論をいただきましたけれども、科学的知見を速やかに情報提供するというので言い切っております。

それから、国際協調関係は大きくは変わっておりません。EFSA等外国政府機関、それから国際機関等との連携を強化していくということと、評価結果の英訳を進め海外に広く発信するという基本方針は変えておりません。

第2からが個別事項ということで、まず委員会の運営全般についてです。

「1 会議の開催」ということで、本委員会のところは変えてありません。

3 ページの「②企画専門調査会の開催」のところは上の方は変えておりませんが、左の欄で1つポツを加えております。「上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項」。これは当たり前の話なんですけれども、なぜ入れたかという点、今、消費者庁の議論が進んでおり法案が通りますと基本的事項を直す形になると思います。その場合、主な審議の母体は、この企画専門調査会となりますので、その辺を踏まえて、1項目入れさせていただきます。

「また」以下ですが、これは改善に向けた検討を踏まえて強調する形で入れております。「調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する」という形で、多少強目に書かせていただいております。

「③リスクコミュニケーション専門調査会の開催」ですが、ここでは議題としてということで、新しく追加しております。「平成20年度に実施したリスク認知の形成要因に関する調査及び社会的な関心事項を踏まえた、リスクコミュニケーションの新たな展開方策」というものを加えております。

4 ページ、「④緊急時対応専門調査会の開催」は特に変えていません。

⑤が評価関係の専門調査会です。

ここでは専門調査会の下に、部会なりワーキンググループを組織してやっていくという基本方針は変わっておりませんが、「また」以下ですが、例の改善に向けた検討を踏まえまして、専門調査会の運営方法の見直しなど、調査審議体制の強化、それから、調査審議の効率化を進める。それから、新しい課題については機動的にワーキンググループを設置していくということを書いております。

「⑥専門調査会の連携の確保」ということで、これも改善に向けた検討を踏まえまして、委員会と専門調査会の意思疎通を図る。また、委員会全体の運営や複数の専門調査会に共通する事項に関し意見交換を行うということで、専門調査会座長会を年1回以上開催するということを明記しております。

2 がいわゆる運営状況の報告なり、運営計画の作成ということで、これは手順は20年度と変えてはおりませんが、ちょっと日付が変わっております。

5 ページ、「第3 食品健康影響評価の実施」です。評価関係ですが、その1としまして、リスク管理機関から評価を求められる案件の着実な実施ということで、これは従来と変わっておりませんが、「リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、

リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底する」ということで、これは改善に向けた検討を踏まえて強く書いております。

以下、留意事項ということで①から③があります。①のところではいわゆる平成20年度までに要請されたものについては、特段の事由がある場合、これはやむを得ないところですが、基本的には、21年度中には評価を終えるように努力するということを目標として掲げております。

②のところではすけれども、現在、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、いろいろ評価案件が増えております。そういうことで専門調査会の運営方法の見直し、それから、調査審議の前段階での事前検討の徹底、この辺は改善に向けた検討で出ておりました。また、複数の専門調査会にまたがる品目の調査審議の方法の改善を行うということを明記しております。

③の清涼飲料水関係、またポジティブリスト、これは非常に数が多いということもありまして、優先度を考慮した上で計画的に評価を進める。これは昨年度と変わっておりません。

6 ページ、ガイドライン関係です。

この辺はやはり改善に向けた検討で出てまいりましたけれども、優先順位を定めて策定を進めるということで、具体的にということでもかなり詳細に書かせていただいております。添加物、農薬、動物用医薬品、飼料添加物関係の評価ガイドラインについて、早期策定を目指す。また、器具・容器包装の評価ガイドラインについては、研究結果を踏まえて起草作業を進めるという形にしております。

3 の自ら評価関係です。

①の評価を行う案件の選定の部分です。大きくは「平成21年度に」以下ですけれども、企画専門調査会において審議する自ら評価を行う案件候補について、間口を広げるということで、従来からの候補案件に加えて、これは先ほどの改善に向けた検討を踏まえたものですが、新たに食品安全モニターなどから募集した案件候補を加えることを試みるということを明記しております。

これに伴いまして必要に応じワーキンググループを設ける等、効率的な調査審議を行うて、期限としては、平成21年度内には案件を選定するという期限を明示しております。

自ら評価に至らない案件についても、これは従来からもやっていますが、国民への情報提供なり、情報収集を継続するとか、そういう措置を講ずるということです。

「なお」書きは、改善に向けた検討を踏まえたものですが、関係者相互間における情報

・意見の交換については、企画専門調査会において選定された案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集、意見交換会等の手法を適切に選択していく。

「さらに」ということで、緊急・特段の案件については、委員会で対応するというのは従来からやっておりますけれども、「特に」以下ですが、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。

念頭に置いておりますのは、先ほど基本的事項で御紹介しましたけれども、メラミンのときの委員会の対応。そういうものを柔軟にやっというこを意味としてはこめております。

7 ページ②ですけれども、これは選ばれている自ら評価案件の関係です。

平成 16 年度の食中毒原因微生物の関係については、ワーキンググループで調査審議を進める。19 年度に決定されました、先ほども御質問のありました牛肉の関係ですが、これについてはプリオン専門調査会で審議を進める。

また、19 年度で選ばれました食品中の鉛についても、鉛のワーキンググループで調査審議を進めるということにしております。

「また」以下ですが、これは改善に向けた検討で御議論いただいたものですが、委員会は必要に応じて、決定した上記案件について調査審議の状況や今後の見通しに関して、専門調査会から報告を受けて、今後の取扱い方針を検討するというシステムを導入しております。

4 ですが、これは評価の結果に基づく施策の実施状況の調査、いわゆるモニタリング関係です。これについては、平成 21 年度中に 2 回やることとしております。その結果を 9 月と 22 年 3 月に委員会に報告するということを明記しております。

8 ページ、「特に」ということで、これも改善に向けた検討の結果ですが、平成 21 年度においては、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローをするということで委員会への報告を求めるなど適切な対応を行っていくこととしております。

「5 食品健康影響評価技術研究の推進」関係です。これは大きな流れは変わっておりません。

①のところにありますように、委員会が評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、公募を行う。

強調すべき点として公募の際に広く情報提供して応募が広がるように、そういうことに

は力を入れていきたいということで特に書いております。

②ですけれども、3年の継続研究で20年度に完了する研究もありますので、それについては、その成果は研究報告会を開催したり、ホームページで公表するというをやっていくこととしております。

また、継続研究につきましては、中間評価を適切に実施する。また、研究費の適切な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進していくこととしております。

「第4 リスクコミュニケーションの促進」関係です。

これは重点で申し上げましたけれども、参加型の運営を目指すというのが大きい目標ですので、そこは引き続きやっていくということを書いています。

「1 意見交換会の開催」ですけれども、これも改善に向けた検討を踏まえています。3行目くらいですけれども、リスクコミュニケーション推進事業で実施した各講座の受講者の協力を得つつ、多様な場の設定と参加型の運営を目指すということで、具体的にということでは、適切なテーマの選定、対象者、開催方法、開催規模等を十分検討するとともに、事後評価を実施するというを明記しております。

「2 リスクコミュニケーション推進事業の実施」ということで、①ですが、ファシリテーター、インタープリター、これは先ほど御質問がありましたけれども、ここでは、詳しく解説を入れております。

予算の重点として、今後、リスクコミュニケーターの育成講座に力を入れて計画的に実施していくという形にしております。

②ですけれども、受講者に実践していただくということで、去年は、モデルとしてありましたけれども、21年度はリスクコミュニケーションを推進させるということで参加していただくという形にしております。

10ページ、「3 全国食品安全連絡会議の開催」です。これは毎年1回やっていますが、これも改善に向けた検討を踏まえまして、地方公共団体のニーズ等を踏まえテーマを決定するとともに、地方公共団体相互の情報の共有化を図るという形にしております。

「4 食品安全モニターの活動」です。470名います。

「また」以下ですけれども、モニター会議を21年5月ごろから6月ごろにかけて実施していこうということで一部地域を再編していますが、大きなところとしては「なお」書きといたしまして、これも改善に向けた検討を踏まえまして、開催に当たっては、これまでに寄せられた食品安全モニターからの意見等を参考にして、会議内容等の改善を進めることとしております。

それからモニターの皆さんに、リスクコミュニケーションの方にも力を入れていただくということで、「リスクコミュニケーター育成講座」等への参加を促すことなども入れております。

「5 情報の提供・相談等の実施」ということで、基本的にはホームページ、メールマガジン、季刊誌、パンフレット、リーフレット等で情報提供していくということですが、重点といたしましては、11ページの上の方にありますけれども、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組みを積極的に進めていきたい。

また、改善に向けた検討にありましたけれども、地方公共団体や関係団体への情報提供にも努めていきたいと思っております。

また、ホームページについては、内容の充実や迅速な更新を図るとともに、メールマガジンとの連携を図っていきたいという形にしております。

「さらに」以下は、マスメディアとの関係で、これは昨年重点を置くということでかなり加筆しています。21年度につきましても引き続き行うということで、「併せて」以下になりますけれども、プレスリリースのメールの随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供と連携の維持・充実を引き続き推進していくという形にしております。

「7 食育の推進への貢献」です。

これにつきましては「特に」以下ですけれども、これも改善に向けた検討を踏まえまして、平成21年度においてはということで、「ジュニア食品安全委員会」の地方開催が求められていますので、幅広く展開という形でそういうことに取り組んでいきたい。また、食品安全委員会の活動等への理解を広げる観点から、学校教育との連携に力を入れるという形にしております。

12ページ、「第5 緊急の事態への対処」ということで訓練、この辺は変わっておりません。

2といたしまして、「緊急事態への対処体制の整備」ということで、21年度は「また」以下ですけれども、これは重点にもありましたけれども、緊急時には、危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページで公表するとともに、緊急事態等における情報提供の在り方、今専門調査会で議論をいただいておりますが、それについて更に検討を進めるという形にしております。

「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」です。

1のところですが、リスク管理機関と連携しつつ、一元的に情報を収集し、整理

及び分析をする。

その一環として、食品安全総合情報システムを通じて適切かつ分かりやすく提供していくということが基本です。

「このため」以下ですけれども、ここは基本的には文章の整理になっておりますが、食品安全総合システムについて、最新の情報の追加登録、更新、保守管理等を実施する。また、登録された情報を基に、委員会が自ら行う食品健康影響評価に資する情報の整理分析やファクトシート等の作成・更新を進めていくということを明記しております。

「また」以下ですが、平成 22 年 3 月に運用開始ということで、新しいシステムの開発を行う。また、次期システムにおいては、ホームページとの連携を強化する。そして利便性の向上を目指すということを明記しております。

「2 国際協調の推進」です。

ここは大きく変わってはおりません。国際会議等に委員等を派遣する。また国際会議等に関する情報については、その共有化を図る。また、海外の研究者、専門家を招へいする。

「さらに」ということで、EFSA 等外国政府機関や国際機関等との連携を強化する。また、評価結果の英訳あるいは英語版ホームページの充実を図るということを記載しております。

「3 外部の専門家とのネットワークの形成」です。これは改善に向けた検討でも記載させていただいたものですが、評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供に御協力いただける専門家、栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係職域団体、学会等とのネットワーク作りに着手するという目標を定めております。

「第 7 食品の安全性の確保に関する調査」です。

これについては、平成 21 年度に実施する課題、これを 6 月ころまでに選定するということを目標にしております。

それとともに、よりの確な成果を得るということで、情報提供を強化しまして、応募の範囲を広げる。これは研究のところにもありましたけれども、それに力を注いでいきたいというふうに考えております。

主要なところは以上です。

◆早川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

いかがでございましょうか。

◆**福代専門委員** リスクコミュニケーションのところなんですけれども、広く国民の理解を求め、情報提供にいたしましても何にいたしましても、今のところは、国民から直に国で、その中間部分の姿が、あまり表せていないような気がするんです。地方公共団体を始めとする広い分野からのリスクコミュニケーターの人材育成は図られているんですけど、この方たちが、要請によって、そのときだけに協力という形で、動かれるのか。きちんとした位置付けで、常時担っていかれるのか。そこら辺りが十分見えないところがあります。

それから、一国民から国へというのは遠い感覚がありますので、例えば地方公共団体、細かいところと言えば、市町村くらいの単位までのところで、いわゆる窓口的なものを設けて、担っていただけるものかどうか。そういうものがあれば、いろいろな食品の安全性に関わる多くの問題が出ている中で、理解が得られる、あるいは国民にとっても早い情報が得られるという気がいたしますけれども、十分に理解していないところがあるの御質問になるかもしれませんけれども、お願いいたします。

◆**早川座長** よろしくお願いいたします。

◆**齋藤リスクコミュニケーション専門官** リスクコミュニケーターを含めまして、育成事業で育成した方が大体 3,000 人くらいいらっしゃるんです。育成に当たっては各都道府県と連携をしながら、適切な方を選んで育成しているんですけども、一応名簿に登録するという形で、いつでもこちらの方からお願いできるような形にはしてあります。

ただ、具体的に何かあったときに、すぐ活躍できるかということ、なかなかそこまでは行っていないように思います。今年から、1つの取組みとしてそういった育成した意見交換会を、今年も栃木県と、今日正に大分県で、グループワーキングを用いて意見交換会を試しにやっております。

新しい取組みを少しずつ私どもの方でもやりながら、地方公共団体にフィードバックしながら、こういった取組みができますよということを紹介していくような、そんな形で進めていくことがまず第一歩かなと考えているところでございます。

◆**早川座長** いかがですか。

◆**福代専門委員** 貴重な人材であるリスクコミュニケーターの方たちでありますから、この中では意見交換会のところだけの協力程度より盛り込まれなくて、その辺りまで見えてこないものですから、もう少し十分に生かしていただくような施策を、これからということですので。

◆**齋藤リスクコミュニケーション専門官** これから少しずついろいろな試行しながら考えていければなと思います。

◆**福代専門委員** そういう前向きなものがもう少し見えてもいいのかなという気もいたします。

◆**角田勸告広報課長** 地方公共団体との関係でございますが、全国連絡会議がございまして、そこにはいつも都道府県の担当者と、保健所を設置をしている市の担当者が来ております。その方の職場のメールアドレスは全部いただいておりますので、そういった意味でメールなどを使いまして直接的に情報を提供しているところでございます。それ以外の市町村となりますと、直接提供するということができませんので、今後改善の中にも書きましたように、都道府県を通じまして、情報の提供をお願いしていくということになるかと思っております。

◆**早川座長** よろしいですか。

◆**福代専門委員** やはり連携という形で、お願いという形より取れないかと思っておりますけれども、そこら辺りは十分に生かしていただくためには必要ではないかなと思います。

以上です。

◆**早川座長** ステップ・バイ・ステップで前を目指していくということなんだろうと思いますが、これは予算的な裏付けとかは、委員会自体の予算はあまり増えていないというか、むしろ減少ぎみみたいな状況なんですけど、そこら辺の関係もあるのかもしれない。

◆**大久保総務課長** 予算的には厳しいところがあり、それはいかに効率的にやるかという話だと思うんです。専門委員からありましたように、そういう人材育成講座の受講者に協

力をいただき、どのようにより幅広くやっていくかというのは、今発展途上の段階です。ここに書いてございます意見交換会への協力についても、実践してもらおうというモデル的なものから来年度はより前進した形にしていきたい。これもかなり我々として思い切った方向性でございますので、そういう形で一歩ずつ、また、色々と意見を聴きながら進めていきたいと思っております。

それから、市町村の関係については、先ほどありましたように、今都道府県と、保健所設置市等と連絡を取り、情報もいくという形にしています。更にその先というのは、この前の改善に向けた検討でもありましたけれども、今の形を基に、更にどこまで御協力いただけるか、一歩一歩御協力いただける環境を作っていきたいと思っております。

◆早川座長 よろしいでしょうか。

◆福代専門委員 文言の中にそういったところが、今の時点ではまだ表せない。この範囲内というところでしょうか。

◆大久保総務課長 ノルマはこういう形にして、宿題として検討させていただければと思います。

◆早川座長 根はいろんなところに散りばめられているというか、表現されていると思うんです。それに集中したロードマップは必ずしもここには表れてはいませんが、いろいろなところを読めばそこそこで、一歩ずつか二歩ずつかは前進しようということは読み取れるのではないかと思います。

外にいかがでしょうか。

◆河合専門委員 第3のポジティブリストの、いわゆる暫定基準のリスク評価の件ですけれども、②にも書いてある今回いろいろ変えようと言っている内容の具体的などころというのが分かりましたら少し教えていただきたいです。

◆北條評価課長 ポジティブリスト制度でございますけれども、農薬それから動物用医薬品、飼料に使われているものが対象になっておりまして、農薬につきましては、昨年4月に審議の運営方法の見直しを行いまして、比較的今は順調に進んでいると思われまして。

動物用医薬品に係るものは、少し滞貨がございまして、こちらの方の審議体制の見直しを、次期改選に合わせまして、整備したいというところでございます。

◆河合専門委員 できればどの農薬とか、どの動物用医薬品がいつごろにリスク評価が終わりますということを、何らかの形で出していただくと、対応策を皆さん考えるときに非常にやりやすいと思います。評価が終わって厚生労働省からの基準がいきなり来るので、その辺をある程度事前に対処できるようにしていただくと、リスク評価が早く成果に結び付くのではないかと思います。

◆北條評価課長 個別の評価案件が、今どのタイミングにあるのかということについて、個別にお示ししておりますけれども、1つの問題としては、評価の期間がまちまちであるという問題がございまして、それを改善するために、1つには、タイムクロックというものを導入するというのが、いろんな評価の案件ごとのばらつきを少なくするという意味でよろしいのかなと考えておまして、その辺のタイムクロック制度の導入について、今は農林水産省とか厚生労働省と、調整をしているところでございます。できるところからタイムクロック制度を導入して、一定の範囲の中で評価を完結するという対応を、図らせていただきたいなと思っております。

個別のものについて、どういう審議状況になっているのかということについては、例えば食品安全委員会会合の中で審議状況の一覧表をお出ししております、今は大体どんなところにあるのかというのは、分かるようにはしております。

◆佐々木専門委員 質問です。13ページの第6の3番目のところで、新たに追加された「外部の専門家とのネットワークの形成」という項目で、具体的なイメージというか、来年度こういうことをしたいというのがあれば御紹介いただくとありがたいと思います。

◆大久保総務課長 これについては、正にこれからどうやるか検討していくというところが正直なところですので、ここに書いてあります栄養士会とか、医師会とか、薬剤師会とか、そういう職域関係は組織がしっかりしておりますので、当然個々の委員の先生方は、それぞれのパイプがありますけれども、事務局で日常的に情報交換なり連携が取れるように、窓口をお互いに設定してやるということを進めたいと思っております。できれば学会も似たような形にしたいと思っておりますけれども、学会も様々なので、そこはよく勉強したいなど

思います。

あと専門家の方々については、今も専門委員とかがおられるわけですが、この辺はどうやるのが一番いいのか。ここは少し検討させていただき、また報告したいと思います。

◆早川座長 よろしいですか。

◆佐々木専門委員 はい。

◆早川座長 どうぞお願いします。

◆服部専門参考人 1つは、今のポジティブリスト制度の評価の件と、8ページのところの新たな記載にも関係してくると、先ほど管理機関の皆さんがいらっしゃるときにお聴きした方がよかったのかもしれませんが、今、事務局から御説明があったように、ポジティブリスト関係、農薬は特に審議が非常に進んでいて、先ほどの資料でも平成20年度に確か農薬でも88件という評価が終わっているわけです。あのときの資料にあるんですけども、厚生労働省が基準を設定したのはかなり少ない数になっているわけです。同じようなことは、食品添加物、動物用医薬品でも同じような状況があって、多少時差が生じますので、やむを得ないんですが、今、事務局から御提案した食品安全委員会の中だけではなくて、リスク管理機関とも連携した中でのタイムクロック制度というか、あまり施策までに時間が掛からない方策ということに是非努力をしていただきたい。その辺が8ページのところが、本当にどう動いてくれるか期待しているところでもあるし、本当にできるのかなと思っているところなんです。是非よろしくお願ひしたいと思います。

◆北條評価課長 タイムクロックの導入については、原則、評価機関におけるタイムクロックの設定ということでございますが、今、専門参考人の方から言われている全体のタイムクロックということも念頭に置きながら、調整を進めているところでございます。

◆早川座長 よろしいですか。外にいかがですか。

◆服部専門参考人 11ページなのか12ページなのかと思うんですけども、昨年もいろ

いろな事象があったということもあって、新聞又は雑誌等々で、場合によっては科学的知見に基づかない、国民に不安を与えるような記事が出るということに対しても、何らかの形で食品安全委員会が積極的に、ただホームページでどうのこうのということだけではなくて、もうちょっと積極的に意見発信するようなことを是非御検討いただけないかと思うんです。それが記者会見なのかどういふ方策になるのかよく分からないのですが、外のリスク機関ではなかなか言いづらいようなところを食品安全委員会ならば言えるという立場の違いもあると思いますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

◆**角田勸告広報課長** 社会的に誤解を与えるような情報が発信された場合、まずはホームページなりで提供するということがございますが、大きなものにつきましては、委員長談話などを出すということもあり得るかと思っておりますので、今後もそういったことで、不適切な情報につきましては、情報の訂正を求めたり、関連する科学的な正確な情報を提供していくということをやっていくということで、そういったことは改善の方にも記述することを今検討しているところでございます。

◆**早川座長** 外にいかがでございますか。

◆**河合専門委員** 今のに関連しますが、昨年のいろいろな事件を見ていますと、警察が関与する事件がありましたが、これは安全委員会と関係ないので非常にやりにくいと思いますが、食品安全委員会と警察庁との関係、ここをもう少しはっきりしていただいて国民の皆さんにしっかり情報伝達ができるような方策を、少し考えていただくといいのではないかと考えています。今、とても混同していると思いますが、その混同を、どうにかして分けてやらないと、対処の仕方が違いますので、国民の皆さんの考え方や行動が変わると思います。是非その辺を考えていただきたいなと思います。

◆**早川座長** よろしくお願ひいたします。

◆**酒井情報・緊急時対応課長** そういった事案が発生した場合、政府一体的に対応するという基本的な方向が決まって、先ほど来お話がありますけれども、消費者情報統括官制度という仕組みができて、各省庁の局長クラスが直ちに集まるような仕組みがあります。その中に、今言われた警察庁も含まれておりまして、外務省、文部科学省は、それぞれの

組織の代表が来ておりますので、その場で情報共有をして、それぞれで必要な措置を採るということになります。

食品安全委員会は、先ほど来ありますように、基本的に科学的知見の提供という位置付けですので、それに対応してハザードの毒性だとか、化学的な特性、あるいは人に対する影響といったことをいち早くお示しすることによって、その役割を果たすという整理になっていくと思います。

◆河合専門委員 今混同しているところを、ひもといて欲しいということなので、十分、分かっているのですが、例えばパンに針が刺さっている事件というのは結構多いのです。これはパンが悪いのではなく、刺した人が悪いというのはみんな分かっているはずですが、今取り上げるものは安全なんです。

もっと言えば、私が一番びっくりするのは、違う顔写真が載ったというのを、食品の安全性が失われたというふうに言われるのです。信じられないのですが、そういったところが、混同されている部分をどう紐解いていくかが課題です。

警察庁は、犯人逮捕のために、基本的に情報の発信というのはしにくいところだと思います。それを言えるのは、今言った統括官の方で一括していってもらえるのか、そういう方策を、安全という観点からも少し言っていただけると助かると思います。

◆酒井情報・緊急時対応課長 食品安全委員会から言えるものとそうでないものとあると思うんですけども、総括官制度では、終わった後に記者会見をしたり、情報伝達したりといった場がありますので、今の御指摘が反映できるように、向こうの事務局に相談しておきたいと思います。ありがとうございます。

◆角田勸告広報課長 そういう事件のことを書くというのは、社会部のような方が書かれるかと思うんですが、そういったときに社会部の方にも正しい情報を日ごろから、すぐさま提供するということで、マスメディアとの関係を強化していくということが改善策かと思っております。

◆伊藤専門委員 去年の今ごろは確かギョウザの事件で、当事者の一端を担って、佐々木さんのところと同じように、てんてこ舞いをしていたなということを思い出すのですが、最初に警察との関わりの問題ですが、去年の秋に起きたいんげんのときもそ

うなんですけれども、警察が関わると情報の共有はそれぞれの機関でなさるんでしょうけれども、情報をオープンにすることはかえってできなくなります。それは当然だと思うんですけれども、いわゆるいたずらといえますか。フードテロみたいな感じになってきます。

内容なんですけれども、8ページ、「第4 リスクコミュニケーションの促進」という部分が一番重要なのではないかなというふうに、去年1年間の状況を見てつくづく思いました。去年もいろんなところでお話させていただいて、想定外のところから、北海道庁から要請があったり広島県庁と広島の獣医師会から御要請いただいて、お話をさせていただいたんですけれども、誤解を与えないようにというふうに話をしているつもりなんですけれども、新聞・メディアの書き方を、翌日の北海道新聞の記事で見ると、まるで違った書き方になっていますし、名刺交換するとき、30代の若い記者なんですけれども、中国に行ったことあるの。いえ、ありませんと自信を持って言います。

そういった部分で、非常にこれは難しいんだと思いましたが、地方で行われる場合は慣れていらっしゃるから、広島の場合は、子ども連れで会場が埋まっています、走り回って、ぎゃあぎゃあ騒ぐ中で話をさせられたり、最悪だなと思ったりするんですけれども、それもいい経験なわけで、去年も食品安全委員会が主催されたいろんな勉強会にも出させていただいておりますので、ファシリテーターという言葉でも、リスクコミュニケーションという言い方でもいいんでしょうし、メディア、パブリシティーの活用だとか、広報活動、啓発活動、コミュニケーションというとらえ方でいろんなポジションにいらっしゃる方々がそれなりに、もちろん、連携するのが一番いいんでしょうけれども、使命感と言うとちょっと飛び過ぎですけれども、そういった形で、同じように今年も続けて、継続してやっていくという部分が極めて重要なのではないかと、つくづく今は思っております。

結局、いんげんの問題も、ギョウザの問題も、最終的な結論といえますか解決にまだつながっていませんし、相手がああいうお国柄ですから、うやむやにされる可能性もあるわけで、それをどうやって乗り越えるかという問題も課題になってきますし、とにかく訴えていく。お客様、消費者にどうやって理解していただくかという部分に、これは我々小売末端でもそうですし、食品メーカーさんもそうですし、先日前回の会合で言いました「二度と流通させません汚染米」といったようなPRの仕方を含めて、いろんな手法を使ってでもこういった部分に、かなり重点を置いていただければなというふうに、1年間やってみてつくづく考えております。

一応やることは網羅されておりますけれども、リスクコミュニケーションの促進という部分の詳細、具体化の部分に力を入れていただければなというふうに思っております。

◆早川座長 一番大きな課題かもしれません。科学的な評価は、科学的な評価として淡々とできるわけですが、リスクコミュニケーションというのは非常に多様な展開をしないと、相手側の対応もありますので、これが実は食品安全委員会のもう1つの非常に大きな課題かなというふうには思いますので、それについては、当然前向きに、正しい情報を正しく伝えるという言葉しかないんですけども、そういう方向でいい在り方があれば取り入れてやっていく。粘り強くやっていくということしかないのかなという気がいたします。

◆齋藤リスクコミュニケーション専門官 いろいろな取組みということからすると、今年度、意見交換会、リスクコミュニケーションで工夫したことがありまして、1つは意見交換会なんですけれども、前もって質問票を配付して、回答するときにも映像を利用するといった工夫もしました。

もう1つとしては、消費者団体の方と一緒に農業に関する意見交換会を開催したということもございます。

もう1つは、先ほどお話した受講者の方を活用した小さなグループで、積極的に話し合ってもらおうというグループディスカッションを取り入れたということがあります。

もう1つはサイエンスカフェというもので、1月20日にやっております。

こういったことを少しずつやっていきながら、幅広く国民の皆様方に情報を提供できればとリスクミの方では考えているところでございます。

◆早川座長 関連して何かございますか。

◆橋本専門委員 一般の消費者として、受け手側としての、今のとちょっと関係しているかもしれませんが、そういった事件があると、メーカーや小売り業者が飛び回って色々な情報収集をしています。企業のホームページを見ると非常に詳しい説明がしてあります。

「食品安全委員会」という名前が、一般の人にはどうも広まっていないというのが、私が委員になってもうすぐ1年半になりますが、実感しているところです。自分の近くにいる人に聞いても、「食品安全委員会という名前は初めて聞いた」という人が実際かなりいらっしゃいます。

ここにも書いてありますように、10ページから11ページの5番目。「情報の提供や相

談等の実施」と書いてありますが、ホームページやメールマガジンを見られる人というのは、やはり若い世代を中心とした方だと思います。

若いといいますが、50代、60代辺りまでは対応できていると思のですが、逆に70代、80代、今の日本人は大変長生きですが、そういった方々はなかなか新しい情報を手元に持っていない。若い方と同居していれば話の中に出てくると思うのですが、昔のままの感覚で過ごしていらっしゃるのが現実だと思います。

ここに、「地方公共団体や関係団体との連携」と漠然と書いてありますが、都道府県が発行する「県政だより」とか、行く行くは地域の公民館まで広がっていくような草の根的な情報提供を、時間が掛かっても結構なので、「食品安全委員会」がリスク評価をした内容などを簡単に載せていただけるような機会を将来的には作っていただきたいと思います。

◆早川座長 貴重な御提言をいただきましたけれども、更に関連してございますでしょうか。

◆栗本事務局長 ありがとうございます。私も去年の4月にここに着任しまして、本当に同じような問題意識を。今日いろいろお聴かせいただいた問題意識を、大体、事務局も共有しております。その考えも含めて、今回、運営計画を書かせていただいておりますけれども、具体的にはできることからやってみること、繰り返し繰り返し続けるということが大事だというふうに感じていまして、例えばメールマガジンの会員も一生懸命増やす努力をみんなですんでいますし、先般、女性週刊誌にバランスの良い記事が載っていたりしまして、お気付きの方もいらっしゃるかもしれませんが、ホームページだとか、メールマガジンを御覧にならないような、幅広い方々にも見ていただけるように、例えば生活情報誌、食の関連の雑誌などもありますので、そういうところの編集者の方ともできればお付き合いをしてみたいなと思っていたり、いろんな形で、できるだけ一人一人に届くように、応援団を増やすとか、ネットワークを広げていくとか、そこからまた広げていただけるようなことができないかという工夫をいろいろやっております。

どうしても限られた人数ですので、思っても一度にはできないので、いろいろな分野ごとに是非お力を貸していただきたいと思っておりますし、御自分たちがこういうふうに活動するためにこういう情報がほしいとか、こういうふうに出してほしいとかそういう御提案も是非いただきたいと思っております。できることからやっていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

◆早川座長 外に関連して何かありますか。

◆西脇専門委員 食品安全委員会をどういう形で浸透させていくのか、広く認知してもらうのかという観点でいうと、伝えるというのも大事ですが、組合的な発想になりますけれども、関わってもらうというのが一番手っ取り早いと思います。例えば食品安全モニター470名とありますけれども、これはこの人数として確保して、もう少し別な形で、例えばサブ的なモニター1万人と、何かのやり取りができないか考えてみてはいかがでしょうか。さらに家族とか近所の方々への広がりも考えられます。1万人増やそうとすると予算などのいろんな問題になりますが、このような発想をもって考えて関わる人たちを広げられないのかと思います。伝えるというよりも巻き込むという発想を持つことで広がる部分もあるのかなと思います。

◆早川座長 ありがとうございます。

◆齋藤リスクコミュニケーション専門官 サブモニターとして1万人という御意見がありましたけれども、関連するかどうか分かりませんが、ある意味で18年度から始めてきました指導者育成講座というのを、今33の都道府県で実施していますけれども、食品安全委員会の役割とか、リスク分析の考え方などを草の根的に広げていただける方を養成してきておりますので、そういったことも活用できればと今は考えております。

◆早川座長 外にどなたかございませんか。次々に貴重な御意見をいただいているわけですが、どうぞ。

◆谷口専門委員 情報提供ということに当てはまるかどうか分かりませんが、11ページの「食育の推進への貢献」というところで、学校教育との連携の取組みに力を入れるというふうに書かれていますけれども、これは文部科学省との連携という意味なのでしょうか。

◆齋藤リスクコミュニケーション専門官 おっしゃるとおり文部科学省との連携を考えておりまして、教員の方々が10年で免許の更新が始まるという制度がありますので、その

免許更新制度を利用して、その免許更新制度の免許状更新講習に委員の先生方を派遣させていただいて、その中で食品安全委員会の役割等を啓発していく。直接、子どもではないんですけども先生を対象に、そういった活動ができればなというふうに考えているところでございます。

◆**谷口専門委員** 私の知る範囲なんですけれども、学校の栄養士の先生というのは、文部科学省の情報がすべてという状態で、外からの情報はあまり受け取ってくれないという状況なので、是非そちらの方で、協調していただけたらと思います。

◆**齋藤リスクコミュニケーション専門官** ありがとうございます。

◆**早川座長** ありがとうございます。外いかがでしょうか。非常に貴重な御提言をいただいておりますので、リスクコミュニケーションに関して、更にどなたか御発言がございましたら、そこに集中していただきたいと思います。

◆**山根専門委員** リスコミというか、食品安全委員会の認知度を上げるということで、雑談の範疇かもしれませんが、一言言わせていただくと、例えば去年の事故米穀のときに、消費者側から見ても、あれではなっていないという問題構造が抱えられていたということが明らかになったときに、食品安全委員会としてリスク管理がなっていないじゃないかということで怒る姿勢をアピールしていただくと、食品安全委員会の信頼度は上がったなという意見を述べさせていただきます。

◆**栗本事務局長** 御紹介だけさせていただきたいんですけども、9月11日に農林水産省から事故米穀に関する報告を食品安全委員会の場で受け、委員長はこれは非常に由々しきことであって、あってはならないことだという御発言をはっきりされ、それとともに、リスク評価が既に終わっている農薬についての見解を併せて発言されました。これはすぐにホームページに掲載してお示ししたところでございます。

◆**早川座長** これからもそういう怒る姿勢かどうか分かりませんが、必要なことを必要なときに提言されるということだと思います。リスコミ関係についてはよろしゅうございますか。

それでは、西脇専門委員どうぞ。

◆西脇専門委員 1点質問ですが、6ページのところの、自ら評価の企画専門委員会に関する記載のところに、「企画専門調査会に必要な応じてワーキンググループを設ける」という記載がありますが、このワーキンググループの設置のイメージを少し補足していただきたいと思います。

というのは、7ページの下のところには、化学物質・汚染物質等の中で鉛のワーキンググループというのがありますが、こちらの方はある意味、専門知識を持つ人たちが判断していく場なので、ワーキンググループのイメージがはっきりしていて分かりやすいと思います。企画専門調査会においては、イメージの取り方によっては、この委員会にかかる前に別のところで決めてしまいますよというふうにも、読み方によっては受け取られかねない。御説明をいただければと思います。

◆早川座長 よろしくお願ひします。

◆大久保総務課長 これは改善に向けた検討で議論してきたものなんですけれども、自ら評価の流れとして、候補案件の選定の間口を広げていこうということですが、今まではどちらかという受身の情報を基に事務局でピックアップしていたものを、もう少し案件を募集して広く集めていこう。そうした場合、これはやってみないと分からないんですが、多分件数が増えてくるだろうなと思います。

そうした場合、自ら評価についてここの専門調査会で決めていただくわけですが、今も大体15案件前後ぐらいを、2回の審議でやっています。多分公募してきたものについて、事務局でさばいてということはなかなか難しいので、公の場所で絞り込んでいく必要があると思います。

そうした場合、これだけの人数の皆さんに何回か集まっていただいて、それをやっていくのはなかなか難しいのではないかとということで、いずれにしても最終的にはまさに今までどおり皆さん全員集まっていただいて、企画専門調査会で最終的には決めていただきますけれども、その前段として、あまりにも数が多くなった場合には、申し訳ないですが、地方におられる方もおられるので、具体的にまたやり方を決めていませんけれども、イメージとしては、ここにおられる方の代表者の方に何名か集まっていただいて、それをワーキンググループと申すか、そこはいろいろあると思いますけれども、そこで従来やっ

ていた 10 から 15 位の数にとりあえず絞り込んでいただく。そして本調査会で、その絞り込みの過程を開示するとともに、当然ワーキンググループをやるとなれば、公の席でやると思うんですけども、考え方を説明して理解いただくとともに、10 くらいに絞り込んだ案件について、正に従来どおり御審議いただくというイメージを取りあえず描いています。これは件数次第なので、もしかしたら従来どおりという場合もあるかもしれません。

◆西脇専門委員 趣旨としてはよく分かりました。実質的にはふるいで落とされたものが、どういう理由によることなのかがしっかりと共有化できて、納得できるような形になっていけば問題はないということだと思います。今回の運営計画の範疇ではないと思いますが、今後具体的に設置して進めていく場合においては、そのところは一つ大きなポイントになると思いますので、是非よろしく願いいたします。

◆早川座長 ワーキンググループと正式に書いて発足すれば、その議論というのはすべて公開で、しかも議事録も残されるということですので、あらかじめ、うちうちで決まったものが、突然、企画専門調査会に出てくるというスタイルではないと思っております。

◆大久保総務課長 その辺については、これから具体的には考えていかなければいけないと思いますけれども、恐らく 5 月か 6 月くらいに、事業報告書を作るということで、この企画専門調査会を開催しますので、それまでにある程度考えをまとめて、また皆さんに御審議をいただければなという感じも持っています。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

◆服部専門参考人 5 ページなんですけれども、先ほどの資料 1 のところの数字とも関係してくるんですけれども、去年の目標として 19 年度までに要請されたものについては 20 年度中に、いわゆる 2 年間でという、ある意味タイムクロックがあるわけです。

一方で先ほどの資料の 1 ページ目を見れば 20 年度末までに、1,081 件要請を受けて、終わったものは 692 件ですから、残が三百幾つあるわけです。その中には飲料水等々、やむを得ない事情で遅れているものはあると思うんですが、20 年度目標は挙げました。21 年度も同じように、年度が変わっているだけで、20 年度に受けたものを 21 年度中にと目標を挙げているんですが、この辺の実態はいかがなんでしょうか。

◆北條評価課長 実態は、評価資料も整備されて、問題のないような品目については1年以内にほとんど処理されております。問題となっているのは、当委員会発足当初に、データがなく諮問されたような案件、あるいはデータの不備がある案件、それから審議をやったけれども、追加資料を要求してそれが出てこない案件ということになっております。

◆服部専門参考人 ありがとうございます。

◆早川座長 その数字の開きは、初期のころの名残りであって、最近の成果を見ると、はけている方が上回ってきているので、そのうち滞貨はなくなっていくであろうということでありまして、この前の安全委員会の在り方というか、これからのということの中に、資料整備等々についても効率化を図っていくというところもございましたので、そこは今後はスムーズにいくのではないかと期待したいと思っております。

外にいかがでございましょうか。どんなことでも結構でございます。よろしいですか。

それでは、更に特段の御意見がなければ、この委員会の運営計画の素案ではございますが、私の理解では、いろいろ貴重な御意見を多数いただいたと思うんですが、この素案自体をこういう形で修正という面での御意見まではなかったような気がいたしますが、事務局の感想はいかがででしょうか。

◆大久保総務課長 そういうことではないかと思っております。

◆早川座長 そういうことで、この案は案としてここでお認めいただいたということとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 先ほど来、リスコミも含めて非常に貴重な御提言をいろいろいただきましたので、それを食品安全委員会としては心にとどめながら、これからの展開を図っていくということをお願いしたいと思っております。

本件につきましては、委員会の報告後どういう取り扱いになるかということについてお願いいたします。

◆大久保総務課長 今日、御承認いただいたということで、今のところ目標としては、2月12日の食品安全委員会の親委員会の方に、座長名で御報告いただいて、御審議いただいて、例年やっておりますけれども、意見の募集、いわゆるパブリックコメントの手続をして、年度内には委員会として決めるということを考えております。

◆早川座長 何か御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、全体を通して、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

◆伊藤専門委員 議題以外のことでもよろしいですか。

◆早川座長 何でも結構でございます。

◆伊藤専門委員 先日、家賃が高いので引っ越しなされると聞いたんですけども、どの辺に引っ越しの予定か、今、分かっていたら教えていただければと思います。

◆栗本事務局長 残念ながらまだ決まっておりません。これから公募して決めて、決まり次第御連絡させていただきたいと思っております。御心配ありがとうございます。

◆早川座長 谷口専門委員、何かありますか。

◆谷口専門委員 単純な疑問なんですけれども、食品安全基本法とかフォローアップの報告書ですが、これはだれ向けというか、どこかに提出することがあるんですか。

◆早川座長 資料1のフォローアップですね。

◆大久保総務課長 これについては、基本的事項というのはそもそも政府で作りますけれども、作った際には、食品安全委員会が意見を言って、それに基づいて作っていくという経緯があります。そういう中で、その母体になったのはこの企画専門調査会ということで、そういう立場から、基本的事項のとおりやられているかについてチェックしていく。また、これはホームページ等に載りますので、食品安全についての基本的枠組みについて、こういう形できちんと進められているなり、チェックされているということを、広く国民にも

了知していただいて、必要があれば意見等を、広い意味では、監視していただくと
いうような形になっております。

◆**谷口専門委員** 見る立場の方によって、内容というのが、結果が欲しかったりとか、細
かい内容が欲しかったりだとか、もっと分かりやすくとか、対象によって違ってくると思
ったので、お聴きしたままでございます。

◆**早川座長** これは関係省庁というか、そこにはこのフォローアップの結果というのは出
されないんですか。

◆**大久保総務課長** 先ほど来られていた関係省庁は、当然把握し、それを必要に応じて活
用していくということになると思いますけれども、積極的にこれを省庁に通知するなどの
形は特には採っておりません。あくまでもホームページ等で一般的に公表していくところ
でございます。

◆**早川座長** よろしいですか。

◆**谷口専門委員** はい。

◆**早川座長** 外にいかがですか。

◆**西脇専門委員** 資料そのものの件ですが、大体1週間から10日ほど前に郵送で頂戴し
た後に、当日、同じ資料が配布されます。傍聴される方とか、出張等で受け取れない委員
の方もいるので何も準備しないというわけにはいかないと思いますが、修正があった場合
は別として、送っていただいた飼料を各委員が持参すればそれで済むわけです。環境に対
する取組みが取りざたされている今日、少しその辺が最近気になっていたもので、この機
会に御検討いただけたらと思います。

◆**大久保総務課長** その辺は検討させていただきたいと思います。

◆**早川座長** 外にいかがですか。全般的にどういうことでも結構でございます。よろしゅ

うございますか。

今日の議事は終わったわけですが、事務局の方で何かございますか。

◆大久保総務課長 次回の日程でございますけれども、一応先ほどの運営計画にもありましたけれども、次は20年度の運営計画が、年度末事案を終了しますので、そのフォローアップと、毎年作っています運営状況報告書、これの御審議をいただく予定です。5月から6月に開催することになると思います。具体的な日程は近くになりまして御相談させていただきたいと思っております。

◆早川座長 それでは、以上をもちまして、第29回企画専門調査会を閉会いたしたいと思えます。

本日は活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。